

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	振込不能事務に係る外部結合等について（受渡方法の変更）
----	-----------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合、業務委託）

（担当部課：会計室）

## 事業の概要

事業名	振込不能事務
担当課	会計室
目的	区民や事業者等への口座振替による支払いを可能とするため
対象者	口座振替支払が振込不能となった申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、債権者である区民や事業者等からの請求を受け、口座振替による支払を実施しており、口座振替の結果、口座番号相違等の理由により振込不能となった場合には、会計室が紙により口座振替不能通知書兼再送・戻入通知書を授受し、各部署に問い合わせを行ったうえで、正しい振込先への再振込処理または戻入処理を指定金融機関であるみずほ銀行に委託して行っている（昭和60年度第4回東京都新宿区個人情報保護審議会了承済）。</p> <p>今後、振込不能となった場合には、紙による口座振替不能通知書兼再送・戻入通知書の授受ではなく、クラウドサービス提供事業者を介したデータの送受信を行うことで、セキュリティの向上や事務処理の効率化を図る。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>振込不能となった場合、不能処理については、クラウドサービス提供事業者を介したインターネット回線でのデータの受信を行い、再振込処理については、みずほ銀行のインターネットバンキングサービスを介してデータの送信を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>① 振込不能となった対象者に係る振込先データをクラウドサービス提供事業者を経由し、区へ送付する。</p> <p>② みずほ銀行インターネットバンキングサービスを介して、区から再振込処理が実行された場合、振込先情報に対するデータチェック・照合処理及び入金処理を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約1,800人（年間）</p>

※個人情報の流れは、資料3-2-1のとおり

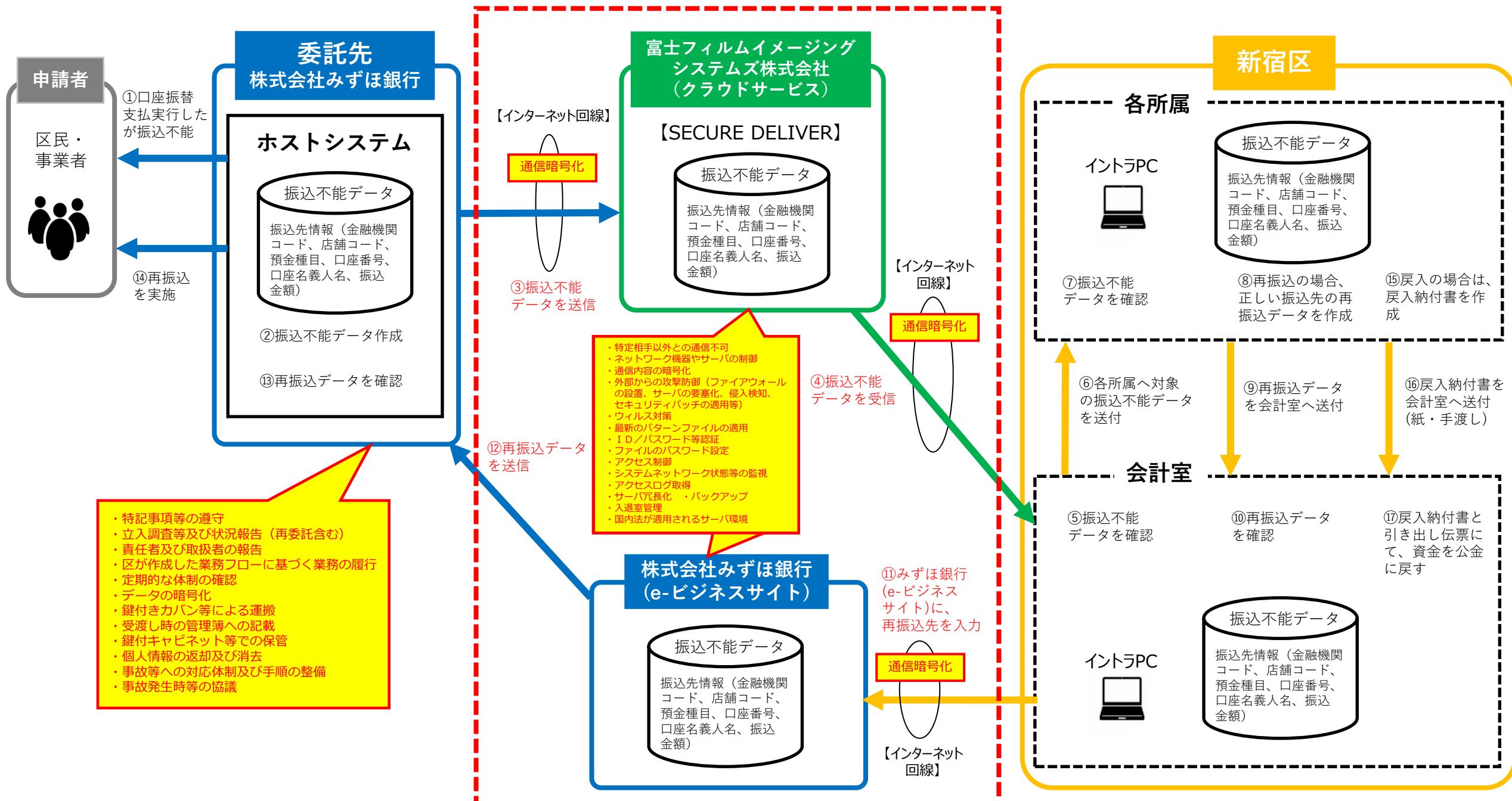
件名 振込不能事務に係る外部結合について

保有課 (担当課)	会計室
登録業務の名称	振込不能事務
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	<p>1 対象者 口座振替支払が振込不能となった申請者</p> <p>2 情報項目 金融機関コード、店舗コード、預金種目、口座番号、口座名義人名、振込金額</p>
結合の相手方	富士フィルムイメージングシステムズ株式会社（プライバシーマーク取得事業者） 株式会社みずほ銀行（ISO27001認証取得事業者）
結合する理由	振込不能データの受渡しにおいて、迅速かつ安全にデータを授受できるよう、区イントラパソコンとクラウドサービス提供事業者のクラウドを接続する必要があるため。 再振込処理において、迅速かつ安全に再振込処理を実行できるよう区イントラパソコンとみずほ銀行のインターネットバンキングサービスを接続する必要があるため。
結合の形態	インターネット回線を利用し、区イントラネットパソコン（情報戦略課が管理）をクラウドサービス提供事業者及びみずほ銀行インターネットバンキングのサーバとを接続する。
結合の開始時期と期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで（次年度以降も、同様の外部結合を行う。）
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

## 件名 公金の振込不能事務に係る業務の委託について（受渡方法の変更）

※太字ゴシック（下線）は、昭和60年度第4回東京都新宿区個人情報保護審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	会計室
登録業務の名称	振込不能事務
委託先	株式会社みずほ銀行 (ISO27001認証取得事業者)
委託に伴い事業者に処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	<p>1 対象者 口座振替支払が振込不能となった申請者</p> <p>2 情報項目 金融機関コード、店舗コード、預金種目、口座番号、口座名義人名、振込金額</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体（委託先のサーバ）
委託理由	新宿区会計事務規則により、口座振替による支払は指定金融機関をして行うものとしているため。
委託の内容	<p>《振込不能及び再振込・戻入事務》</p> <p>① 振込不能となった対象者に係る振込先データ（金融機関コード、店舗コード、預金種目、口座番号、口座名義人名、振込金額）を<u>クラウドサービス提供事業者を経由</u>し、区へ送付する。</p> <p>② <u>みずほ銀行インターネットバンキングサービスを介して</u>、区から再振込処理が実行された場合、振込先情報（金融機関コード、店舗コード、預金種目、口座番号、口座名義人名、振込金額）に対するデータチェック・照合処理及び入金処理を行う。</p>
委託の開始時期及び期限	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり



#### 4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

		・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。	
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。	
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。	
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。	
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。	
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。	
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。	
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。	
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。	
	○	コンピューターウィルス感染等がないよう、ウィルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。	
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。	
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。	
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。	
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。	
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。	
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

#### 4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

		・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。	
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。	
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。	
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。	
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。	
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。	
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。	
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。	
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。	
	○	コンピューターウィルス感染等がないよう、ウィルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。	
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。	
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。	
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。	
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。	
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。	
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	

## 5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

<p>・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」</p>		情報保護対策
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施するよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築するよう指導する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要が生じた場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	- (電子データのみの取扱いのため)	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	- (電子データのみの取扱いのため)	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	- (電子データのみの取扱いのため)	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。
	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウィルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。

## 5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」		情報保護対策
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施させる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築させる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要が生じた場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	-	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	- (電子データのみの取扱いのため)	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	- (電子データのみの取扱いのため)	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウィルス感染等がないよう、ウィルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。